

令和 6 (2024) 年度における  
ケアラー支援に関する新規事業の概要

# 令和6（2024）年度における新規事業（ケアラー総合支援事業費）

栃木県ケアラー支援推進計画の策定に合わせ、本県独自の新たな取組として重点的に取り組む施策

## ① 普及啓発等の促進



### ➤ ケアラー支援普及啓発事業費

ケアラー支援の必要性について啓発用ポスター、リーフレットを作成し、市町、関係機関、事業者等に対し広く配布

### ➤ ケアラー支援Webページ制作事業費

公的サービス・相談窓口等の情報や、AIチャットボットによる相談機能などを盛り込んだWebページを作成

### ➤ ケアラー手帳作成費

日本ケアラー連盟の「ケアラー手帳」を栃木県版にカスタマイズし、ケアラーに配布

## ② 相談・支援体制の充実



### ➤ ケアラー支援訪問看護事業費

#### (1) 医療的ケア児等在宅レスパイト事業費

医療的ケア児の介護者を対象とした看護師によるレスパイトケアを提供

#### (2) 難病患者ケアラー支援訪問看護事業費

難病患者の介護者を対象とした看護師によるレスパイトケアを提供

### ➤ 障害児ケアラー支援事業費

#### (1) 障害児通所支援事業所受入促進事業費

医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所に対する設備整備等の補助

#### (2) 心のサポート推進事業費

ケアラーの心理的負担を軽減するためのサポーターの養成研修を開催

## ③ 関係機関等の連携強化



### ➤ ケアラー支援ガイドライン作成事業費

関係機関向けに、各々の役割や支援が必要なケアラーに気づくポイント、連携スキーム、望ましい対応方法等を盛り込んだガイドラインを作成

## ④ 人材の育成及び確保



### ➤ ケアラー支援知識向上研修事業費

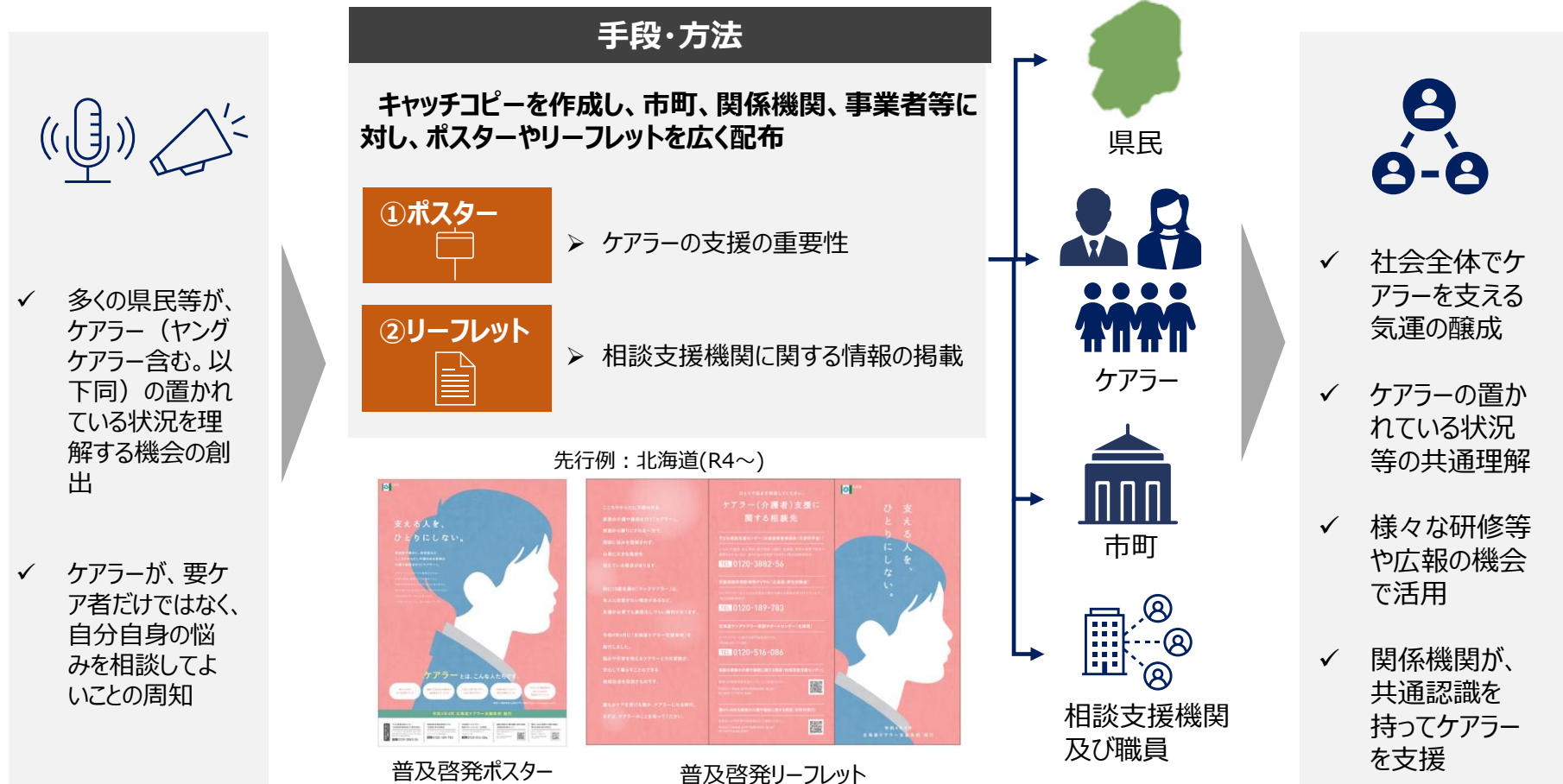
地域包括支援センター職員等がケアラーへ支援を行う上で必要な知識及び技術を修得するための研修を開催

### ➤ 障害児ケアラー支援事業費

#### (2) 心のサポート推進事業費 <再掲>

# 1 ケアラー支援普及啓発事業

- ケアラー支援の重要性等について県民、事業者、関係機関、支援団体等が理解と関心を深め、地域社会全体でケアラーを支える気運が醸成されるよう、広く普及啓発を図る。

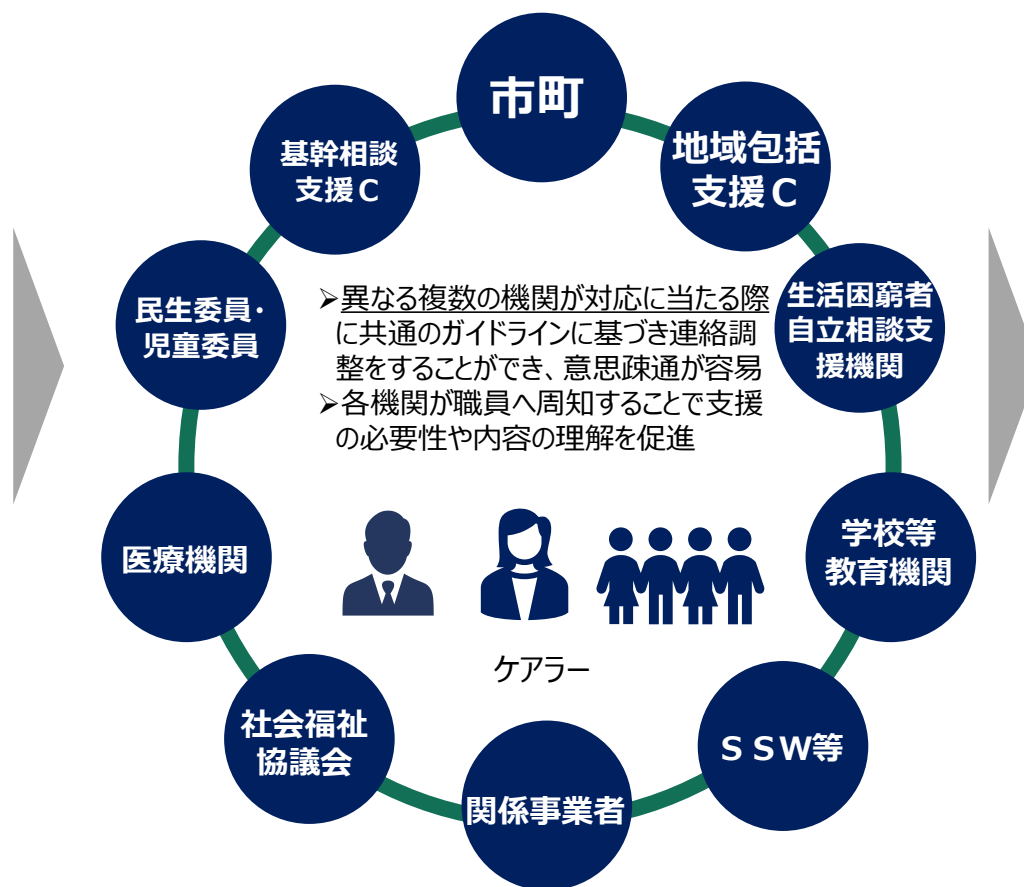


- 関係機関の役割及び連携スキーム等を盛り込んだガイドラインを作成する。

### ケアラー支援ガイドライン



- ✓ ケアラー（ヤングケアラー含む。以下同）の支援の必要性
- ✓ 業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関において期待される役割
- ✓ 支援を必要とするケアラーに気付くポイント
- ✓ 支援のための連携スキーム
- ✓ 関係機関の一覧、連絡窓口
- ✓ 全国における取組の好事例 等



### 効果



- ✓ 社会全体でケアラーを支援する体制の整備
- ✓ 支援を必要とするケアラーを発見したときの連携強化
- ✓ 関係機関が、共通認識を持ってケアラーを支援

- AIチャットボットによる相談機能など備えたWebページを作成する。

#### ケアラー等

- ✓ 自分のことも相談していいの？
- ✓ 何を、どこに相談すれば・・・



Webページに  
アクセス

#### Webページの主な内容等



#### ①AIチャットボット



いつでもどこからでも相談でき、適切な相談窓口の情報を提供



#### ②相談窓口や既存の公的サービスの情報提供

相談支援機関等、最寄りの相談窓口の情報を掲載



#### ③啓発動画の掲載

ケアラー支援に関する短時間の動画を作成し、Webページに掲載

#### 広報

「1」の普及啓発事業において作成する周知広報ポスター等に、本WebページのQRコードを掲載して、紙媒体からのアクセスを誘導し、利用促進を図る。

#### 関係機関等



- ✓ ケアラーの実情に応じた具体的な相談支援等

#### 県

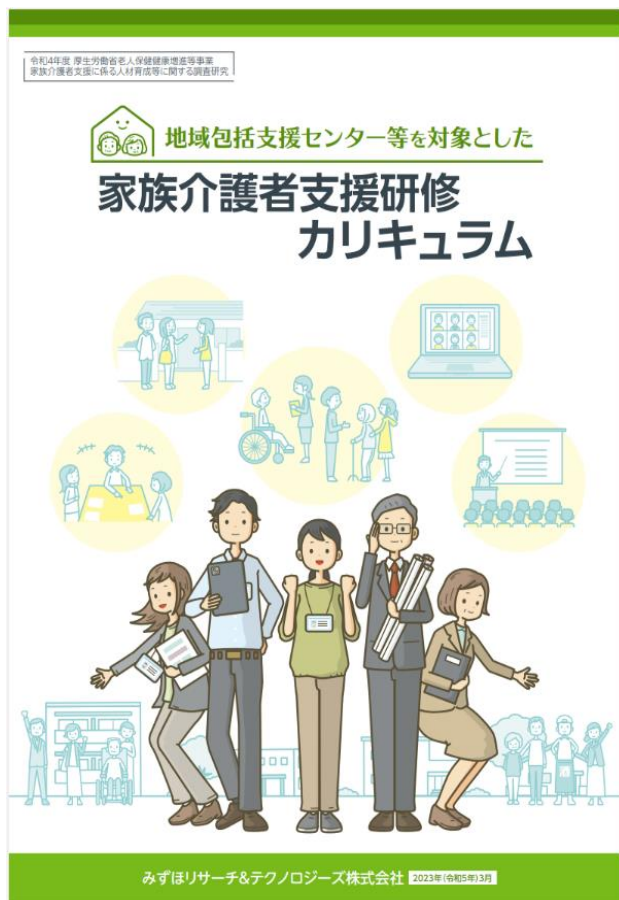
#### データの可視化



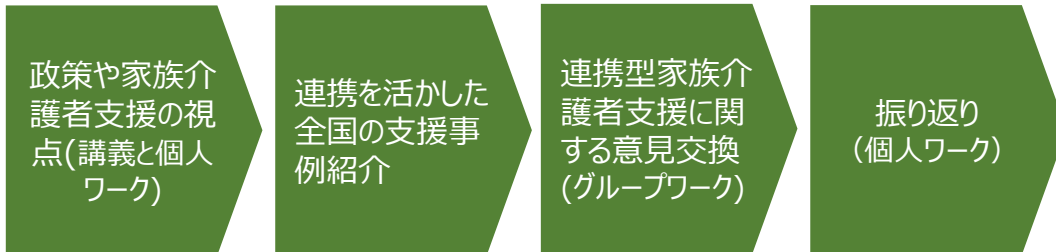
- ✓ Webページの閲覧状況など、得られた情報を収集・分析し、施策の見直し等ができるようデータの可視化を行う



- 地域包括支援センター職員等を対象に、高齢者世代以外のケアラーのニーズや、他分野の関係機関等との連携手法等について学ぶことができる研修を実施し、地域包括支援センターの相談機能の強化・充実を図る。



研修カリキュラム



## 研修プログラムの基本構成 (案)

### 地域包括支援センターの役割 家族介護者支援全般①

(令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議報告書)

#### ◆ 地域包括ケアシステムの進化・推進

単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する都市部の状況等を踏まえ、それぞれの地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い中重度の要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できる介護サービス提供体制の整備が必要であり、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。また、総合事業について、担い手の育成や継続的に利用する者の選択肢の拡大の検討を含め、現行事業の受け皿整備や活性化を図ることが重要である。

また、今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長いいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要がある。

#### 介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋) (令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

<地域包括支援センターの体制整備と地域共生社会の実現>

- また、認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援のみならず、その家族等の介護者が包摂する負担や複雑化した課題への対応が必要である。地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要である。
- このような医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な者は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業等、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要がある。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言える。

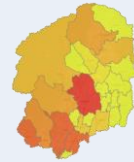
研修テキスト (イメージ)

- 在宅で療養している医療的ケア児等や難病患者のお世話（ケア）をする家族の、休憩（レスパイト）時間を確保するため、訪問看護の利用支援を行う。

※ 宇都宮市在住の医療的ケア児等については、同市の「医療的ケア児在宅レスパイト事業」が対応

## 事業のポイント

- ① レスパイトのための訪問看護の利用が可能に  
(現状では医療保険等の対象外のため全額自費)
- ② 医療的ケアを実施可能  
(ケアラーから要望の多い喀痰吸引も実施可)
- ③ 県内どこでもサービスを受けやすい  
(事業所が県内に広く分布)



## 事業の効果

- ケアラー自身の休憩・リフレッシュ時間の確保
- きょうだいと過ごす時間の創出
- 社会参加の機会の提供 等

ケアラーのQOLの向上



リフレッシュ

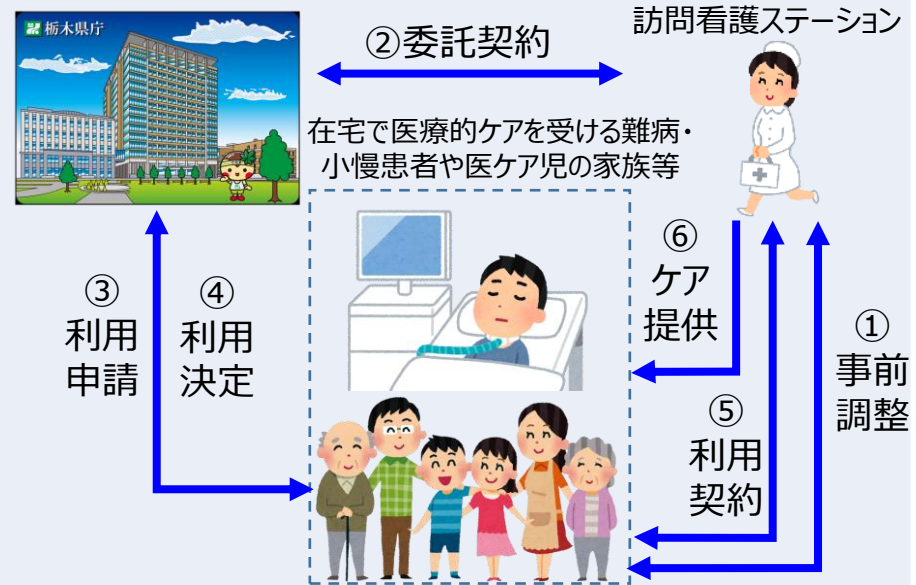


きょうだいの授業参観



自治会活動

## 事業スキーム





## 7 障害児ケアラー支援事業

①普及啓発 ②相談・支援体制の充実  
③関係機関の連携強化 ④人材育成

- 障害児通所支援事業所に対し、医療的ケア児の受入れに必要な設備整備・備品購入費用を補助するとともに、障害児を養育する家族の不安や悩みを軽減、解消する人材を養成することで、社会全体で障害児等の家族に寄り添いサポートする体制を整備する。

